

第3回教育環境整備協議会議事録（要旨）

1 日 時 平成19年10月23日（火）

午後7時30分～午後9時40分

2 場 所 北千里小学校 多目的教室

3 出席者 委員 14名（2名欠席）

吹田市教育委員会

理事 梅田 耕司

学校教育部教育企画人権室

室長 西川 俊孝

学校教育部

総括参事 小島 唯雄

学校教育部学校教育室指導課

課長 大田 正義

指導主事 森島 研次

学校教育部教育総務室教育総務課

主査 廣瀬 康彦

傍聴者 25名

4 進 行 別紙「次第」に基づく

（1）意見交換について

①地域を含めた児童の交流事業

②受入れ校等の改修工事

③児童の通学路の安全確保

④統合後の学校名

⑤その他

（2）意見書について

（3）その他

（4）次回協議会の日程

5 質疑応答

（1）①地域を含めた児童の交流事業について

座長 交流事業について、北小PTAの意見を聞きたい。

A 委員 前回、校長から学校での交流事業は理想どおりにはいかないということを知った。それは非常に貴重な意見だった。そのことも持ち帰った中でPTAから出た意見であるが、授業時数の関係等もあり、何か一つでも充実したものを実現してもらえれば、学校としても取り組んでもらっているという意見もあった。

E 委員 なかなか3校が集まることはできないが、先日、古江台小学校の1、3、5年生の先生に集まっていたき、音楽会の交流ではなく、その事前の交流をされた。また、図工展を見にいったということである。11月8日に古小と北小の1年生が2時間目に、鬼ごっこやドッジボールなどで交流をしようという話し合いがされている。また、15日に古小と北小の5年生が5時間目にドッジボールで交流をしよう、その交流の仕方も対抗や一緒にやるとかいろいろあると思う。そういうふれあいの中で子ども達が交流していけばよいと思う。また、3年生は28

日ぐらいに、ドッジボールを含めた遊びを考えようという話になっているようである。前の音楽会や図工展に関する反省について、昨年に初めてされたということなので、それもなかなかできないということのようである。学校間の交流はその時間の前後の時間が必要なので、頻繁には難しいかなと思う。それぞれの学校の先生が話し合い、それを持ち寄り、会議を重ね、準備をする。古小とは予定があるが、青小とも交流をするとすると、北小は倍の時間や労力が必要になる。今後、一回ぐらいは同時に青小へ行く子、古小へ行く子と2つに分けて同時にやってみようかということが出てくるかもしれないが、これはまだ話には出て来ていないが、そうすると、2校あるいは3校でかなりの打ち合わせをしておかなければ出来ないことである。給食を一緒に食べることについても、食器が空いているタイミングで実施する必要がある。そういうことで、学校行事との調整をしながら実施していく必要がある。できるだけ、学校としても考えて行きたいと思う。

F 委員 1年生の交流のグループ分けについては、北小と古小が一緒のグループになるようにすると聞いているので、前回言われていた同じグループで何かするというのに、かなっていると思う。

座長 この問題は前回までの2回でほぼ出ていると思う。それぞれの学校に出向き、スポーツや音楽などを通じて交流したり、地域でいろんな行事での交流ということに尽きるのではないかと思っている。

(1) ②受入れ校等の改修工事について

事務局 工事関係の資料について説明をしたい。今年度は古小、青小の耐震診断を行う。20年度は耐震補強の設計を行う。21年度は補強工事を行う。ただし、1カ年だけではなく、2カ年に及ぶ場合もある。21年度に耐震補強工事に平行して、大規模改修の設計、22年度に大規模改修工事。大規模改修工事については、22、23年度もしくは24年度まで及ぶ場合がある。教育委員会としては、安全が第一ということで、耐震の診断、補強が最優先と考えている。これにより、大規模改修も一定の制約を受けるであろうという形で、工事スケジュールを組んでいる。

座長 説明があったが、この説明と今まで出されていた補修工事との関連はどうなっているのか。

事務局 教育委員会に提出される意見書だけではなく、この場で発言されたことも承知しているので、できるかぎりのことをこの第2期適正化事業の中でしなければならぬことを理解している。統合がされるまでに取り組みなければならない課題もあると認識しているが、現時点でこうするというのを答えることはできないので、了承していただきたい。

座長 耐震補強を重点的に実施し、後のことについては計画を立てて決めていくということのようである。皆さんの意見を聞きたい。

B 委員 青山台小学校として、いろいろと要望を挙げているが、是非ともトイレの改修

などは出来るだけ早くしてほしい。

H 委員 年次計画として出されている中で、費用的な部分について、年度がまたがっても、できるだけ抑えた形になるのか。

事務局 千里たけみ小学校の時に実施した工事内容が目やすになるが、財政的にむずかしいと発言したことがある。青小のトイレの改修については、必要であると認識しており、先行してトイレだけでもできないかと検討はしたが、耐震補強しなければならない場所がトイレになれば手戻りになる場合もあるので、ご理解をいただきたい。

H 委員 大規模改修で費用が限られる中で、古江台中学校も人数が増えるが、そのあたりのフォローはどうなるのか。教室数もしくは手を加える必要性は出てこないのか。

事務局 古江台中学校の今の普通教室は24教室あり、統合を行った場合の古中の最大は15クラスと予想しており、教室数についてはまだ余裕があると思う。

L 委員 普通教室は各学年ごとのフロアに6教室あり、普段のホームルームとして使っている。教室については現在、少人数等で使っているが、少し余裕があると思う。

J 委員 北小から青小に来る場合、子どもが新しい学校に来たという期待感、充実感をもって、学校に来てほしいと思う。その時に、外観も非常に大事であり、施設改修は切り離せないと思っている。先ほど、トイレだけは何とかしてほしいということがあったが、今度、北小PTAが青小を見に来ると思うが、ここだけは何とかしてほしいというところがたくさん出てくると思うので、是非お願いしたい。この大規模改修は平成22年度まで待たなければならないのではなく、やはり、北小の子どもが来る前に、あるいは、来る時には整えるような意気込みで進めてほしい。また、耐震診断で補強の必要がない箇所については、工事可能なので先んじてやってほしい。

座長 いろんな要望が出ているので、今後何ができるかを十分に検討してもらい、予算の関係もあるので、やることについて、我々と話し合いをしてもらえればよいと思う。

A 委員 北小からは、すでに出されている要望について進めてもらえればと思う。今話を聞いていて、一番感じるのは柔軟に対応できないものなのか。あらゆる面で大きな器でしか動けないと感じる。子どもたちのことを考えると、より細かく、柔軟にというのが要求されていると思う。

(1) ③児童の通学路の安全確保について

座長 前回、通学路の安全確保について、古江台中学校の通学路について、資料が出ていなかったもので、今回資料の説明をしてもらいたい。

L 委員 資料番号9について、このマップは防犯情報マップとなっているが、PTAが夏のパトロールを実施した際に、地区委員が作る資料である。(資料に基づき説明。)

事務局 通学路は各家庭から学校までを安全かつ最短距離で結ぶ公道と考えており、小学校においては学校長が通学路を定めている。中学校においても、登下校時、通学路において通学するようという指導はしているということを報告しておく。

座長 通学路については、PTAや地域の子ども見守り隊などがパトロールなどで地域の安全に努めているので、今後もできる範囲でやっていけばよいと思う。

A委員 第2期実施計画の経過措置の中で、古江台3丁目の子どもが青山台小学校を選択した場合は、通学路上で、非常に大きな交差点を通らなければいけないので、それが心配ではないかと思う。放課後、例えば古江台3丁目の子どもが青山台1丁目の友だちのところ遊びに行くときには、あの交差点を通っているのはあぶないなと思いながら通っており、登下校となると、しっかりと考えておかなければならないので、この場を出したい。

座長 それについて、みんなで対策を話し合っていきたいと思う。

(1) ④統合後の学校名について

座長 前回、いろんな意見が出たので、それぞれ出してもらいたい。

A委員 北千里小学校PTAとしては、校名変更については、受け入れる、受け入れられるという不平等感を解消するために、ソフト面から考慮しても重要である。平和的な統合のために校名変更を要望する。千里たけみ小学校の場合は、PTAを通じて小中学校の各家庭からの募集の結果、両校それぞれの母校の名前が一番多かったという経緯を見ても、今回同じ結果になることが十分予想されるので、「千里たけみ」にならない、「千里ふるえ」「千里あおやま」という形で残してもよいのではということ意見がまとまっている。北小の対策部からPTA会員に意見を募集し、その中でまとめたものである。

B委員 青山台小学校PTAでは、まだ全員に投げかけたわけではないが、運営委員会の場等で、この教育環境整備協議会の中で校名変更が議題になっているということを説明した。統合して新しい学校になるからそれにふさわしい名前があってもいいのではないかということについては、そういうこともあるのかもしれませんが、新しい学校と言っても、本当に新しくなるのかなど。そこに疑問をもっており、トイレさえも本当に変わるのかという中では、新しいスタイルを見てから考えてもよいのではないか、名前ありきではないのではないかという意見があった。学校統合という文脈の中で名前だけというのはおかしいと思うので、新しい学校ができるのであれば、それにふさわしいものについて検討するのではないかというのが、執行委員会の中での意見である。

H委員 古江台小学校PTAでは、PTA本部で話をしていることであるが、校名変更となれば、かなり重たいので、いろいろと全校的に聞いてみる必要があるのではないかという話であった。短い期間であり、すぐに返答はしかねるという回答であった。設備の改修等に莫大なお金が必要であるので、校名変更に伴って使われるお金を、施設改修などに充当してもらった方がいいのではないかという意見が

あった。

B委員 青山台小学校PTAからも同じ意見が出ている。そういうお金があれば、先にやるべきことをしてほしいということである。

P委員 校名変更は非常に難しい問題だと思う。PTAの気持ちも理解できるが、地域全体に関わってくると思う。皆さんに理解をされなければならない。古江台連合自治協議会の立場としては、もう少し慎重に検討してもらいたい。まだ、連合自治協議会の議題にはかけていないので、本日どうしたらよいかの発表はできないが、変えるのであれば、全員が納得したうえで変えなければせっかくの統合がうまくいかなくなる。従って、慎重に統合までに考えていく問題であると思っている。

O委員 青山台連合自治会としては、定例会にこの話を投げかけてみた。自治会として、校名変更の結論には至っていない。やはり、当事者であるPTAの皆さんの意見を尊重するというところで、自治会としては何も結論を出していない。

座長 校名変更の問題については、2回の討議だけであるので、移行するまでにもう少し考えてみればよいのではないかという意見が大勢であったと判断している。これについて、事務局はどういう感想か。

事務局 校名変更については、この協議会の中で一定の結論をいただいた中で、事務局としては考えて行きたいと考えている。統合の条例時に校名変更についてもあわせた議案にするのが望ましいが、引き続き慎重に検討していくという結論が出てくるようであれば、統合の条例と校名の条例を違う時期に上程することについては、可能であると考えている。

座長 この問題は継続して話し合いをしたいということで理解してもらいたい。

(2) 意見書について

座長 意見書について、事務局から説明してもらいたい。

事務局 意見書案は、教育委員会が作成すべきものではないが、今までに出た意見などを纏めあげた。これをもとにイメージしていただき、意見書を作成していただければと思う。

座長 この意見書案について何か意見があるか。

C委員 言い忘れていたことだが、意見書案の中の「その他」のところ、養護学級の子どもたちへの配慮を是非ともお願いしたい。加配をするなりしてほしい。

座長 他に何かあるか。

H委員 意見書案の「その他の(10)」であるが、「統廃合の20年度実施を猶予してほしい」といったことについては、北小もそうだが、古小も言っていたことであり、かなり重要度が大きいのではないか。意見書案の中で、最後の項目である「その他」に入れるものではないと思う。できれば、この項目でそれぞれの小学校の要望ではなく、両方からの意見として配慮してもらいたい。

A委員 北小として、少し遅れたが、紙面に纏めてきたので、後で説明をしたい。例え

ば、通学路の安全確保については、幹線道路を歩いて通学するとき、歩道橋を使うのか、みどりのおばさんのような方が立つのか、今具体的には思いつかないが、この幹線道路をどう通って行くのかということも、意見書案に入れてもらいたい。また、信号機の設置のことで両立して、人手による見守りというような形で入れてもらえればと思っている。それは青山台1丁目に限らず、北千里地区のどこであっても同じようにお願いしたい。

座長 意見書への追加ということなのか。

A委員 そのとおり。

事務局 意見書案については、この状態に修正を加えていくということであれば教育委員会で修正を随時していくということでもよいし、例えば、協議会の中で何人かの作業チームのような形で作業をするのであれば、データを渡すことができる。

座長 意見書案としては、基本的にはこれでよいと思うがどうか。

B委員 意見書を出すうえでは、表現などをもう一度、学校長などに確認してもらった方がよいと考えているので、その時間さえもらえればよいと思っている。

座長 この意見書案を、議事録と同じような形で、皆さんに確認してもらいたいと思う。また次回にでも、追加なり修正があれば言ってもらいたい。

事務局 よろしくお願ひしたい。

座長 これらの意見を踏まえて、この北小問題について、教育委員会として、今年の12月に条例提案をすることなので、具体的に今後どうしていくのか聞かせてほしい。

事務局 北千里小学校の統合については、教育委員会事務局としての案について、スケジュールを含めて報告したい。11月13日の臨時教育委員会議において、統合の議案の提出を予定している。教育委員会議で承認されれば、12月市議会に統合の議案を上程する予定にしている。なお、統合の時期については、教育委員会の方針として平成20年4月を予定していたが、12月市議会から3ヶ月しかなく、児童や保護者の心の準備に配慮をする必要があること。また、この協議会で、3小学校の児童の不安を少しでも解消するための交流事業を充実する必要があるといった意見があった。教育委員会としても、その意見等を十分に検討し、統合の時期については平成21年4月1日を考えている。合わせて、平成19年4月1日に実施した青山台1丁目の校区変更により、兄弟関係のない新1年生と他校区からの転入生については、本来は青小に通学することになるが、保護者と面談し、区域外就学の措置により、全員が北千里小学校に通学しているということも十分に考慮し、平成20年度の新1年生と他校区からの転入生については、選択性を設けて、北小に通学することも可能としたいと考えている。校名については、引き続き、この教育環境整備協議会の中で協議していただき、皆さんの理解を得ることができれば、次の議会に上程することも考えて行きたいと考えている。教育委員会議の経過については、次回の協議会の中で報告したいと思っている。

座長 教育委員会からスケジュールの提案があった。当初平成20年4月1日に適正化事業の実施を予定していたが、平成21年4月1日実施という考えを出された。一応、皆さんの意見を聞きたい。

B委員 適正化の早期実現は、何度も文書で出しており、できるだけ早く実施してもらいたい。校区変更は平成19年4月に実施されて、たくさん子どもたちが来てくれることを想定していたが、教育的配慮ということで、教育委員会が個別に判断をしたことで、皆さんが青小に来なかった。選択性にするということは、個別の事情を考慮して教育委員会が決めるということをして、個別の家庭に任せるのは、適正化に逆行するのではないかと思う。今まで、統廃合が決まっていない、どうなるかわからない状況の中で、友だち関係などもあり、教育委員会が個別に丁寧に聞いていったという事情があったと思う。今度は、あと1年しかないという状況の中で、選択性にしてしまうということは、新しい保護者の方にその状況をしっかりと伝えたいという作業を教育委員会がしないということになれば、状況をよく知っている、全く知らないという差が出ないか、心配である。適正化は、子どもの立場に立つということもあるし、保護者への情報提供ということもある。教育委員会は責任をもってやってもらわないと、選択性にするということは、保護者が勝手に決めたらよい。それなら、私たちPTAが説明に行かなければならないということになるのか。それはおかしいと思う。選択性にするということについては非常に疑問を持っている。するのであれば、教育委員会は丁寧に説明をする責任があると思う。

J委員 現在、青山台1丁目に住んでいる来年度の第一子の新1年生がいる家庭の中に、もう来年からは青小に行くという話を青小PTAの方にしているということ結構聞いている。これは現状のシステムの中でそういう判断をしていると思う。新たに選択ということになれば、別の判断をするということがあるかもしれないと若干心配している。本来、経過措置は限定された中で制度化してきたものであったと思う。選択性は更にその限定を緩めようということになるので、あえて、最後の年に選択性という必要があるのかどうかというのが疑問である。それと、「交流事業を十分に取るために、21年度に実施する」と教育委員会は言われていますが、私は一貫して言ってきましたが、受入れ校の整備ということは大きな理由ではないだろうか。そのニュアンスが、教育委員会が言われたことの中にはあまり感じられなかった。もう1年延ばすのは、交流事業を十分にやるためというニュアンスに聞こえた。ここでの議論は全部並行したものとして考えようという議論の流れになっていたと思う。教育委員会に諮るときには、十分にここでの意向が伝わるようにしてもらえればありがたい。

E委員 平成21年4月実施を先ほど表明したが、交流だけがもっとやらなければならない、それができなかつたら4月にできるのかということになってくる。施設ができなかつたらどうなるのか。すべてがうまく流れてこの協議会の中で、これな

らば行けそうだというところに落ち着かなければならないと思うが、選択性的話が出ていたが、今青山台1丁目は青山台小学校区である。北小に来ている児童はあくまでも教育的な配慮で、区域外就学で来ている児童であり、選択性ということになれば、教育委員会の考え方を変えたのか。選択性というのは、要するにどっちに行ってもよい。保護者が考えることであり、学校は来た人だけ受け入れる体制にならざるを得ない。来年度のクラス編成を考えなければならない時期に来ている。青山台1丁目の子が青小に行くとすると、来年度の北小の1年生は1クラスになる可能性がでてくる。クラス数に非常に関わってくる。学校現場を預かる立場では確定を早くしなければ、先生の数も変わってくる。来年度に就学する子どもの親には十分に説明をしてもらい、選んでもらわざるを得ないであろうと思っている。交流をもっとしなければならぬということだけで、学校なり、地域なりが今後すごく負担がかかってくるのではないか。学校現場としては、早く児童数を確定してもらいたいのでよろしくお願いしたい。

事務局 12月26日に採決される予定と聞いている。年明け早々にでも地元説明会をさせていただいて、来年度の新1年生についても、説明会を開いて、希望を聞き、どこの小学校に行くかを選んでももらいたいと考えている。

A委員 青山台1丁目の今の1年生の子どもが区域外就学について、直接教育委員会と話をし、北小に行く対象になっていたと思うが、今までの計画であれば、19年度限定で、20年度に北小が廃校になるという説明を聞いていた。21年度に実施時期が延びたことにより、その人たちはどうなるのかということになる。

事務局 基本的には、区域外就学を更新する手続きをしていただくことになる。手続きについては、内部的にもう少し詰めていきたい。

C委員 要するに、昨年と同じ手続きということか。それとも選択性ということなのか。去年と同じ区域外就学という形でもう1年ということなのか。

事務局 基本的には区域外就学の手続きは1年更新になるが、区域外就学にするのか、20年4月の新1年生と同じように選択性にするのかももう少し詰めたと思う。

C委員 選択性という言葉で迷わされる。そこのところに抵抗感がある。

J委員 今、説明の中で、新1年生と在校生についてと話をされたが、転校生も含んだ形で話をしておかないと、混乱するのではないか。すでに、転校生も区域外就学を認めているわけだが、転校生も同一の扱いとするつもりなのか。

事務局 説明の中では新1年生と転入生について説明をした。続きの議論については、転入生も含むということである。

J委員 今年度少しイレギュラーな状態が入っているということだけの確認はやっていただきたい。転校生の区域外就学については教育委員会で通っている話ではないので、今年はかなり拡大された状態で行われたのかなと思っている。制度を変えるということは、混乱を生むから、来年度についても転校生も同じ扱いになるのだろうかという理解はしている。だから、私は今年に動いていた制度は変え

ない方が混乱は少ないのではないかという考えの中で、先ほど選択性についてどうなのかという話をさせていただいた。ちょっとご一考していただければ有難いと思う。

事務局 教育委員会としては、今、説明したとおりでさせていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

O 委員 青山台連合自治会としては、ここでの議論について、地域に対して説明がされていない。連合の中から、地元住民に対して教育委員会からの説明がないのではないかという意見が出ている。事務局として、通学されている方ではなく、地域住民に対する説明はどのように考えているのか。

事務局 今年の12月議会で承認されれば、来年早々に地元の方に説明をさせていただきたい。それについては、PTAも地域も対象であるので、説明の仕方について、PTAと地域を分けてするのか、一緒に全体として行うのかは、もう少し詰めたかと思っている。

A 委員 選択性について、いろいろ言われているが、一番心配をしているのは青山台1丁目の当事者や住民だと思うので、その方々の意見が一番重要ではないかと思っているので、よろしくお願ひしたい。

座長 今日の段階では教育委員会事務局の考えが、良い悪いということとは言えない。教育委員会事務局の考え方を理解したということになると思う。もう一度、このことについて会議を行うか。

A 委員 今、我々が共通認識としてもっておかなければならないことは、今年の12月議会で、平成21年度に北小が廃校になるという決定をすることのみか。

事務局 今年の12月議会で北千里小学校の統合問題について、実施時期については平成21年4月1日に統合するという議案になる。

A 委員 説明会を1月にするということであるが、その時には選択性のことについてなど、どういうフォローになっていくのかということも、意思決定をしているということでもよいか。議会にかけるということではないけれどもということでもよいか。

事務局 教育委員会と市議会で決めることは内容が違ふ。校区の問題は教育委員会で決めることであつて、廃止の条例については、市議会の議決事項となる。12月議会で条例が可決されれば、経過措置についても確定することになるので、合わせて、PTAや地域の方々に説明をしたいと思う。

A 委員 最近、この協議会が続いており、PTAの会員に伝えることが難しいところであり、次回がいつになるかということも考えてのことであるが、11月13日の教育委員会議の時に経過措置も、一応、意思決定となるのか。もし、それであれば、もう一度このことを話し合うのであれば、13日の前までに協議会を開く必要がある。

座長 そのことは、皆さんで決めていただきたい。教育委員会事務局としては、こうしたいという判断で、我々はそれを受け止めて、あとは教育委員会の方でやって

もらう形にするのか、もう一度、4回目の協議会を開いて、皆さんの意見を聞くか。

J 委員 その点は、先ほど事務局が、「意見としては出たということ踏まえながら、教育委員会としてはこれでいく」ということを言っていたので、もう一度集まらなければ教育委員会として、提案できないということはないと思う。

座長 雰囲気からいくと、そのとおりであると思う。念押しをただけである。

A 委員 選択性で行くということか。

事務局 そういうことで提案をしたい。

B 委員 提案というが、教育委員会がそう決めたということの説明ではないか。ここで諮るような言われ方をしたので、意見を言わせていただいたが、教育委員会が責任を持って決めていることについて、PTAがどうこう言うことではないが、その運用に当っては、今までの経過を踏まえて、保護者や子どもが後で困ったりとか、そのときにちゃんと説明を聞いていなかったとかいうことがないように、責任をもってやってもらうことが必要である。校区変更をした流れと今の選択性は違うと思う。そこを説明し切っているとは思えないので、もう少しわかり易く言っていたきたい。

事務局 19年度の新1年生の保護者は、子どもが友だちと別れて行かなければならないことや、自分の子どもだけが違う方向に通学することになり、不安があるなどの理由により、区域外就学の願いを出され、教育委員会としては、事情を十分配慮し、区域外就学を認めた。統合の時期を21年4月ということで判断するにあたり、来年4月に入学される方についても同じようなご心配や負担を掛けるのではないかと考え、選択性を取ることにした。青小については、選択により単学級が生じる可能性があるかもしれないが、1年間の措置であり、新1年生の保護者・児童に対して配慮をさせていただくという考えである。

B 委員 保護者の考え方一つで青小が単学級もしくは北小が単学級になるという事態がおこってくる。となると、人情としては、それぞれがこちらに来て欲しいというようなこともあるかもしれない。PTAが混乱してほしくはないので、教育委員会はそんなことが無いようしっかりとやっていただきたいと思う。青小だけの立場で言うと、本来ならば単学級が生じないで済んだかもしれないことが、選択性によって単学級が生じる。先ほどの意見に戻るが、適正化の流れとは逆行しているのではないのか。教育委員会としては、個別に判断をされていたのを止めて、すべて保護者の選択に任ずというのは納得できない。

事務局 今年の5月1日現在の住民票の人数で、転出等があれば変わっているかもしれないが、青小の来年の新1年生については、青山台1丁目の兄弟関係の無い方が13名で、青山台2から4丁目との合計で44名になる予定である。北小は、青山台1丁目で兄弟関係がある方が4名で、古江台3丁目の方が37名で合計41名になる。例えば、青山台1丁目で兄弟関係がある方が、全部青小に行かれた時

は、北小は37名で、私学に行かれた場合は別だが、2学級になる。逆に、兄弟関係の無い青山台1丁目の13名全員が北小に行かれたとすると、青山台2から4丁目の合計で31名になる。青小の新1年生については単学級が生じる可能性としてはある。

B 委員 うまくいったら両方とも複数学級ができるかもしれない可能性があるのであれば、できるかできないかはわからないが、教育委員会はその調整をしていただきたい。

事務局 教育委員会がどこに行きなさいということではできないので、保護者の方の判断で選んでいただくことになる。

座長 この選択性はいろいろな意見があるところだと思う。今すでに実施されているので、変えるのは大変であろうと思う。20年度も今年と同じような扱いをするということで理解してよいか。

事務局 区域外就学という形で個別に面談させていただき、配慮をするものと、保護者の方が選ばれるのは、結果としては同じかもしれないが、手続的には違う。

座長 言い回しがちょっと違うから混乱すると思うが、結果的に同じになっても、制度としてはどうかをはっきりとしておかなければ、今言われたような問題がでてくると思う。

E 委員 今年のやり方は、青山台1丁目は青小の校区である。北小の子どもは区域外就学の申請があり、認めているという形である。クラス数は学校の中では大きな問題である。北小が37名で生まれれば2クラスになる。ところが、35名になると1クラスになる。すごく学校の教育活動については大きなことである。今年のやり方であれば、青山台1丁目の新1年生の13名が北小に通学する場合は、区域外就学申請をしなければならないが、1月の中旬までに決めてもらわなければ、学校の体制が取れない。選択性よりも、今年の経過措置でよいのではないかと思う。親が選ぶにしても心の持ち方や、我々の受け止め方も少し違うので、早く保護者の意向を聞いてもらいたい。

座長 今日の協議会を終了してもよいか。

A 委員 本日、北小から資料として出している「教育環境整備についての要望」の中の「5、その他」について、まだ、私たちが一度も意見として発表していないものが多いので、今日の議題の「(3) その他」の時に発表する予定にしていたが、本日は時間的にも厳しいので、次回は今日の議題の「(3) その他」から始めていただきたい。

(4) 次回の協議会の日程について

事務局 次回の協議会は、平成19年11月17日(土)午後7時30分、会場も同じ北千里小学校・多目的教室で開催したい。

座長 次回は、平成19年11月17日(土)午後7時30分、会場も同じ北千里小学校・多目的教室で異議はないか。(一同、異議なし。)本日はこれで終了する。